

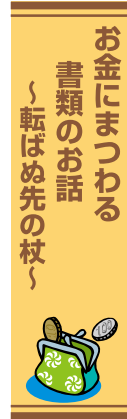


# はまゆう

第30号

編集・発行  
神奈川県行政書士会  
横須賀・三浦支部

読んでおもしろい行政書士の雑誌



お金にまつわる  
書類のお話  
～転ばぬ先の杖～

「この世の中で一番大切なものは何ですか」と問われて、まず第一に「お金」と答える人は案外少ないのかもしれない。お金のことを口に出すと恥ずかしいとか人から卑しいと思われるかもしれないと感じて、先ずは「家族」とか「恋人」とかお金以外のものをあげる人が多いのではないだろうか。しかし、人はこの世に生を享けた時から、生きていく為にお金が欠かせないということが現実であり、武士は食わねど高楊枝とか言って、或いは仙人の様にかすみを食べては生きていけません。そこで、生活の糧を買うお金を得るために、就職して給料をもらうか、自営してお金を稼がなければならぬし、足りなければお金を借りるか、それも出来なければ生活保護を受けなければなりません。一方、幸いにも大金持ちの家に生れた恵まれた人であってもその家のお金を守って子孫に引き継いでいかなければなりません。お金がない人でも大金持ちにとっても、この世の中にお金が存在する限り、これにまつわる悩みごとが無くなることは

ない様で、したがって、私も行政書士のところに持ち込まれてくる相談事の多くも「お金にまつわる問題」ということになるのであります。

「お金にまつわる問題」の代表的なものとして、お金の貸借の問題（例えば貸したお金を返してくれないとか、反対に、借りたお金を返せないなど）があります。この様な相談を受けた場合、容易に解決が出来そうな事案であることもありますが、きちんとした書類が残っていないので証明が出来ないので解決が困難と予想される事案が少なくないのです。例えば、しっかりと借借書などを作っておいたら解決のしようがあったのにと悔やまれる事案が珍しくありません。

未然に問題を防いだり、後日の争いが起きない様備える為、借借書等の契約書や遺言書を作成しておくことが有効な場合が多いのです。例えば、お金



を貸したけど返してくれないとか、お金を返した筈だけ貸した人から返す様再び請求された場合、きちんとした借用証や領収証を作っておけば、貸したことや返したことを証明できないので困ったことになってしまいうのです。「転ばぬ先の杖」「備えあれば憂い無し」という明言があります。問題が起きたときは勿論ですが、むしろ問題が起きる前に、それに備えるにはどうすれば良いか、どんな書類を作っておけば良いかということをお話していただきたいと思います。

そして、お子さんのいらっしゃるご夫婦、父母の異なるお子さんがいらっしゃる方など、必ず遺言書を作成しなければならぬケースもあります。今後、機会があれば、具体的な事案にそって、書類作成のポイントなどについてお話をさせていただければ幸いです。

秋澤 達夫

## ご一緒に 終活を考えませんか？



久里浜ペリー公園の近くに事務所を開いて十年が経ちました。

当初はお知合いの方もなく、金谷港へ行き来するフェリーを眺めて過ごす日々でしたが、だんだんと地域で縁が広がり、現在では相続・遺言・契約を専門分野としてご相談をいただいています。

また、二年前より横須賀市内の老人

福祉センター二か所で【終活についての講座】二時間×四日間の講師をしています。

さて、皆様はこの終活という言葉、ご存じでしょうか。

終活とは近年マスコミによって作られた造語で、【残りの人生をより良く締めくくるため、事前に準備できることを行う活動のこと】です。

当講座では、①相続の基礎知識、②相続財産表のまとめ、③遺言の書き方、④エンディングノートの作り方（自伝、終末期医療の希望、お葬式の希望、大切な人へのラストメッセージなど）の四柱で構成しています。

各項目が重いテーマであり、ともしれば暗くなりがちなものですが、グループディスカッション・多くの事例研究、はたまた私の失敗談などもお伝えしながら、共に語り合い、共に笑い合ひ、相続の心構えを持っていただければと、知恵を絞っています。

受講生の方々とお気持ちが繋がります。さあこれからというところで、毎回最終回になってしましますが、この活動は私の行政書士人生の中でも一・二を争うほどの生きがいを感じられ、末永くライフワークにしたいと願っているこの頃です。



これからも地域を大切にしながら、我々神奈川県行政書士会横須賀・三浦支部は活動の場を広げていきますので、読者の皆様、「身近な法律家・行政書士」を何なりとご活用ください。

増井 裕美子

女性よ！  
身近なところから大志を抱け！



アラサー、アラフォー、巷には女性に光を当てた言葉がゆきかっています。この言葉に潜む深い意味はひとまらず今は素通りするとして（笑）、これらは、女性が経済活動にかかわっていることの表れだと思っています。

少し身の上話を。企業に入り、結婚・出産を経て、社会復帰へ！と歩んできた私ですが、家庭を抱えつつ働くには、残業が当たり前の会社ではどこかに犠牲が及びます。

このような悩みを持ち、家庭に入る女性が多いのではないのでしょうか？

また、会社で頑張っている、そのポジションに悩まれる方もいるのではないのでしょうか？

そんな時、ほんのちよつとご自分の得意なことを思い

浮かべてみてくださ

さい。お料理、裁縫、片付け、こ

んな身近なことも、その線をずつと伸

ばしてみると、レストランや喫茶店、洋服リフォ



ム、ハウスクリーニングや収納アドバイザー、これって立派な職業ですね。私の場合、会社で担当した業務が法務だったので行政書士という道につながりました。

ただ、どう始めていいかわからないことがほとんどだと思います。このよ

うな時に活用するのが行政書士です。いわば、仕事立ち上げのコンシェル

ジュ。必要な手続きやどのような段階を踏めばいいのをお伝えします。

一歩踏み出すと、またそこに道が現れます。大変な道もあれば、スムーズな道もあります。

「元始女性は太陽であった。」女性が活き活きと活躍する三浦半島を目指して！

小川 興子

子供の作文に著作権？！



みなさんは著作権を知っていますか。著作権は自分の作品を他人に勝手に使用されない権利で、著作権法という法律に登場する権利です。今日は、どんな作品に著作権があるのかというお話をしたいと思います。

まず、みなさんにちよつと考えてみて欲しいのですが、子どもの書いた作文に著作権はあると思いますか？

著作権法の定義する著作物でなければなりません。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属

するもの（著作権法第2条第1項）です。作文は、自分の考えや感じたことを、自分の言葉で表現したものであって、文芸に属するものなので著作物といえます。



次に著作権法第6条①に、「日本国民の著作物」はこの法律による保護を受けるとなっており、子どもの著作物でも著作権法の保護を受けることがわかります。

最後に、著作権は特許権や商標権と異なり、権利を取得するのに申請・登録などの手続をする必要はなく、著作物が創作された時点で自動的に与えられます。以上のことにより、子どもの書いた作文に著作権はあると言えます。

今日は、子どもの書いた作文を例に、どんな作品に著作権があるのかをお話させていただきました。覚えて欲しいポイントは①作品が著作権法の定義する著作物に該当するのか、②大人か子どもか、アマチュアかプロか、誰が作成したのかは関係ないということ、③権利の取得に手続は必要ないということ

です。これらのことを知ると、私たちはこれまでの人生でも、気付かないうちに多くの著作権によって保護される著作物を作ってきたのだということが分かります。著作権を身近に感じて、少しでも興味をもっていただけたら嬉しいのです。

中村 勝晃

行政書士 中間考

一合格の通知を剗路にて聞きし日は日航機事故後の晩秋なりき

二駆け出しの書士には不安と追求の交錯する日々の連続にして

三支部長時 心通わせし他支部長の訃報聞くたび胸を痛むる

四相談を受けし事項を解決し依頼主の笑顔に達成感湧く

五果てしなき業務に挑み真鍮の勝負を続け二十八年

花業務

一設立を終えて眺むる おみなえし

二受理されし経営の帰途の萩の花

三おばな見て 宅建申請に急ぐ朝

四車庫証明 渡す片手にふしばかま

五契約書とともに成すこ渡しけり

六相続の内訳をさく窓に「くず」

七産廃の車にききよう贈りけり

【解説】

秋の七草、行政書士の七業務。このゆとり、見習いたいですね。さて、一句目の「設立」は法人設立、二句目の「経営」は経営事項審査、七句目の「産廃」は産業廃棄物処理業の略です。

（編集部）

荒木啓介



# 知って得する基礎講座 遺言の書き方 相続のしかた

笹淵 昌雄



日頃、行政書士として遺言・相続の業務に従事しております。その中から、一般市民の方が知っておくと役立つと考えられる基本的なことについて少し述べることにします。

### ◆遺言を書いておいた方が良い人

- ・子供がない
- ・推定相続人がいなくて天涯孤独である
- ・財産が多く相続人の数も多い
- ・配偶者に多く相続させたい
- ・老身の介護に尽くしてくれた嫁に遺したい
- ・再婚で、先妻、後妻ともに子供がいる
- ・正妻とは別に事実婚状態の人がいる
- ・自営業者や農家である などなど

### ◆遺言書を書けない(作れない)人

- ・15歳未満
- ・事理弁識能力の無い人(認知症の方)

### ◆自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	自分で書く	公証人
証人	不要	2人必要
費用	かからない	必要
保管	自分、相続人	自分、公証役場
相続発生	家裁で検認	そのまま執行

### ◆自筆証書遺言の絶対要件

次の要件を欠く遺言書は無効となる場合がありますので、くれぐれも要注意です。

- ① 自筆であること。(本人手書き)
- ② 内容が具体的であること。(抽象的はダメ)
- ③ 作成年月日が記載されていること。
- ④ 氏名の署名があること。
- ⑤ 捺印があること。(印鑑は認印でも可)

### ◆遺言書の落とし穴(避けた方がよいこと)

- ① 遺留分を侵害する内容は避けたほうがよい。遺留分を侵害する遺言書は、その後の相続のときに「争族」の元にもなり兼ねない。
- ② 不動産(土地、建物)を共有状態にする。
- ③ 土地と、その上にある建物を別々の人に相続させる。
- ④ 何分の1という決め方をする。
- ⑤ 婚外子の認知、相続人の廃除、保険金受取人の変更(これらは後でもめる元)

### ◆遺留分とは何か

法律(民法)上で、保障されている相続人の取り分。請求(権利を主張)をすれば、この分だけは相続人に確保されます。(請求しなければ確保されませんし、請求権は1年で消滅時効にかかります。)

- ・配偶者と子が相続人の場合：遺産の1/2
- ・直系尊属のみが相続人の場合：遺産の1/3
- ・兄弟姉妹には遺留分はありません。

### ◆ある方が亡くなった時に遺族が困ること

- ・遺産は何か有るのか分からない(借金が不明なのは特に困る)
- ・それが、何処にあるのか分からない。  
\*そのためにも、遺族のために具体的に書いた遺言書を残してあげるのは効果的。  
\*せめてメモだけでも残してあげる。
- ・預貯金の口座が閉鎖凍結されて引き出しできず、葬儀関係費用の工面に苦慮する。
- ・遺族の中に消息不明の人がいる。

### ◆相続手続きの段取り(期限)

- ・7日以内：死亡の届出
- ・3カ月以内：相続放棄、限定承認の申立て(家庭裁判所)
- ・4カ月以内：準確定申告(税務署)
- ・10カ月以内：相続税の申告(税務署)

### ◆遺産となるもの

- ・現預金、不動産、株券
- ・借地権、借家権、使用貸借権
- ・損害賠償請求権
- ・借金、住宅ローン、保証債務 など



### ◆遺産とはならないもの

- ・受取人指定の生命保険金
- ・勤務先からの死亡退職金、弔慰金
- ・香典
- ・祭祀用具、仏壇仏具、墓、墓地
- ・少額の装身具 など



### ◆遺産はどう評価するのか

- ・現預金や借金：死亡日現在の残高
- ・土地：路線価、市場価格
- ・建物：固定資産税評価額

### ◆相続税の非課税枠について

次の額までは相続税はかかりません。

- ・現在の基礎控除額  
5,000万円+1,000万円×法定相続人数
- ・生命保険金と死亡退職金はいずれも  
500万円×法定相続人数
- ・配偶者相続の軽減措置(特例)  
法定相続分または1億6,000万円まで  
平成27年1月から基礎控除額が  
3,000万円+600万円×法定相続人数  
に改正されます。

### ◆遺産を相続人の中でどう分けるか

- ・相続人の中で協議して合意すれば、いかなる分け方(相続のしかた)でも可です。
- ・合意できない場合は、次の法定相続分という取り決めがあります。
- ・それでも合意できない場合は、最終的には裁判手続によることとなります。

### ◆法定相続人と法定相続分

配偶者は常に相続人となる

- ・配偶者と子が相続の場合 1/2 : 1/2
- ・配偶者と実親が相続の場合 2/3 : 1/3
- ・配偶者と兄弟が相続の場合 3/4 : 1/4

### ◆遺産のわけ方(遺産分割)のしかた

- ・現物分割  
遺産現物を、相続人の中で話し合っって適宜に分割取得する方法。
- ・代償分割  
遺産が不動産1,000万円だけ。相続人はABCの兄弟3人で分けようが無く、かつ共有にもしたく無い場合に、Aひとり不動産全部を取得し、Aの自己所有資金の中からBとCそれぞれに相続相当分の333万円の現金を渡す方法。
- ・換価分割  
上記不動産を売却し、売却代金の中から売却に要した諸費用を控除した残金を3等分して取得する方法。

### ◆相続手続きのときに作る書類

- ① 相続関係説明図  
被相続人(亡くなった方)と、相続人との関係図(家系図のようなもの)
- ② 遺産分割協議書  
相続人の中で協議して決めた遺産の分け方を記載した書面(相続人各人が実印押印し、印鑑証明書を添付する)

### ◆相続(遺産の名義変更)手続きに必要な物

金融機関(銀行、郵便局、証券会社など)での預貯金等の解約、法務局での不動産所有権移転登記手続き等には、①『遺言書』または②『遺産分割協議書』のいずれかが必要になります。

◆ 相続・遺言に関して気になることがある場合は、お気軽に近くの行政書士にお問合せください。 ◆

## 昭和からの伝言 実は小説よりも奇なり、というが

油蟬の合唱を破り社長のベントツが庭に入ってきた。工務店の社長は直ぐ様切り出した。「お得意先の頼みだが亡夫名義の土地家屋を、奥様名義に変えてやって下さい」。言い終わると直ぐに当の客の家へ案内してくれ奥様に紹介してくれた。話は世間話から徐々に核心に入った。いま此処で車椅子に乗っていらつしやる奥様が本件の依頼者であり、昔従軍看護婦として中国大陸へ白衣の出陣をされた方だと言うことを知った。「味方の兵の上のみか、言も通わぬあだ迄も、いとねんごろに看護する、心の色は赤十字」この婦人従軍歌を口ずさみながら、純粹な心でお国に尽くしただろう彼女の青春を思うと、艦上で戦った身に染み着いていた戦友愛がぱつと燃え上がった。彼女は議題となるべき物件の話を始め。不動産は店舗一軒、木造瓦葺二階建一軒、五十坪の宅地一筆と解った。彼女は再婚だということ、亡き先妻に一人息子が存在していたことも解った。これはこじれると直感した。考えているほど簡単には進みませんよ、と奥様に申し上げた。「不動産は全部お前のものだ」と常日頃夫が言っていた言葉の実現が今私の願です、と奥様はおっしゃった。最後の抛り所に総てをかけている姿に憐憫の情を禁じ得ず、この件は是非とも成功して欲しいと願う私の期待は決意に変わった。「奥様、私は無料でお手伝いさせて頂きま

す。登記費用は司法書士に支払って下さい」と申し上げたら、一瞬怪訝な顔をして私を見つめていた。戦闘で学んだ成功、失敗、人助け、皆お天道様からの使命と受け止めたからだ。本件の成否は先妻の息子との話し合いが決め手だ、とわかった。奥様が委任状を書いて下されば私が直接先方様へ伺いますが、と申し上げた。昔気質の彼女は「徒で仕事をしてくれる人なんているわけがない。やつぱり徒だという貴方じゃ頼まないよ」と言い始めた。物騒な世の中で諸々を警戒するのも宜なるかなと思つたので、秘めたる本心を吐露した。「顧みれば奥様と私は戦友です。二人とも運よく戦地から生還したが奥様は今病で苦しんでいらつしやる。戦友の苦しみを見て見ぬふりはありません。苦しい時こそ助け合つて戦うという信念が私の魂の中にはまだ生きています」と申し上げた。彼女は眼をきゅつと見開いた。不信は少し和らいだかの空気を感じたので作業に入った。

先妻の息子は大会社の取締役をしていると言う。夜、ご自宅へ電話し概略を聞いて頂いた後お会いして頂きたい旨御願いした。二日後の午後一時品川駅で会つて下さるとの快諾を戴いた。初対面でも互いが求める執念は一つ、以心伝心か直ぐに駅の改札口で確認しあえ幸先がよいと思つた。先方様ご最良の喫茶店へ案内され話は始まった。相続問題は何方も厳しいのが相場だ。三時間半に亘り両者の激しい攻防が続いた。やがて彼女の病状説明に入る時がきた。「今彼女は体中からアンモニ

アがでる奇病に取りつかれ療養しています。悪臭のため大部屋への入院はできません。放置すると死にいたりします。一人部屋へ入院すると毎月五十万円の入院費用がかかります。今までの入院で彼女の蓄えは底をつきました。いまや経済的には絶望的な孤独です。万策尽きた彼女を救えるのは相続人の貴方様だけです。僭越ですが彼女は貴方様にお金の無心はしておりません。貴方の父上様が奥様に生前題目のように言っていた「不動産は全部お前の物だよ」という確言、今は記憶にしか残っていない言葉に彼女は縋り付いているのです。彼女は自身の総てを父上様に捧げてきました。父上様の安穩立命は間違ひなく彼女が果たした偉大な功績です。最早医療費の払えない彼女にできるお金の工面は、亡父の遺産売却しか他に術はないのです。八十六歳の彼女が残り少ない生命を見据えながら懇願している一縷の望みを、是非叶えてやっていただけじゃありませんか」と私はひれ伏した。彼は焦らすように言った。「でもね、お金は邪魔になりませんからね。然し貴方の話はわかりました。私にも家族がいますから相談する時間を一日だけ下さい。明後日の朝、貴方に電話で結論をお知らせします」と。霧に包まれたような不安を抱かされながら帰路に着いた。

翌々日、試験当日のように緊張した気持ちで受話器の側に立った。午前八時ぴつたりベルが鳴った。「相続分は放棄します」という有難いお言葉を戴き、興奮の余り不安は吹っ飛んでしまった。一人の生命を救うお手伝いが

やっと実を結んだか、と無性に嬉しかった。その後手続きは順調に進み、新しい登記済証と登記費用の領収書を携行し彼女にお渡しした。「貴方の費用も請求して下さい」と奥様はおっしゃった。「私の費用は無料ですと最初申し上げたとおりです」「そんな訳に行くもんですか。金を取らないならば、この権利証を持ち帰って下さい」と言つて机の上に放り投げた。さすがに戦地で生き抜いた気丈な従軍看護婦、真に頑固だった。私は「大事な登記済証が行きたいところは奥様の懐の中で」と申し上げた。暫く無言が続きようやく溜飲が下がった奥様は、私の顔を上げしげと眺めながら「今時あなたのような人は珍しいよ、まあ居ないだろうね」と本件の流れを締め括つて下さった。病む戦友の意地とプライドは、やつと私の真心を受け入れてくれたのだった。

萩原 近造



～地元の行政書士による～

覚えて使おう！ わかりやすい三崎弁の手引き

■三崎弁の会話・相続編

漁師の父が亡くなり、七七忌法要の席で、長男の綱之助は母と弟に向かって切り出した。

長男「今日はご苦労さんでしたよー。早速だけんどよ、この書類にはんこ押っぺしてけえらっせーよー。」

次男「言われた通り実印持って来たけど、何の書類？」

母「遺産分割協議書」って書いてあんべ。」

次男「どれどれ、『次の財産は長男綱之助が相続する』って。。。全部兄貴じえんよー！」

長男「しゃーねーべ。オレが漁師を継いだんだからよー。」

次男「ちやっ、兄貴、法律知らねえのかよー！兄弟は平等だんべー！」

長男「あーにい。船がなくちゃ漁師できねえべ。実家でお袋の面倒もみてるし。」

次男「ちやー、がってばえー！母「おめっちゃあ、みすれえぞー！このずつなしもんが！網次郎にはオラの金うんめろけえてやるから、文句ねえべー！」

（と、預金通帳をかつぽる）  
長男・次男「かあちゃん。。。」

結局、自宅土地建物は母が、漁船漁網等漁師道具は長男が相続し、次男には母から代償金を支払うことで一同同意した。父は預金をほとんど残さなかった。これぞ三崎の漁師である。

次男「ところで兄貴、パソコンなんか触った事もないっつってたのに、よくこんな書類作れたな」

長男「行政書士さんに頼んだに決まってるじえんよ。おめも相談してみやっせよー、離婚のことかよ。」

次男「兄貴。。。どうしてそれを。。。」

■【用 例】

A：おめっちゃあ、あんだそんなみす

あーにい【感】(否定の意) いいえ

うっちゃる【動】捨てる

うんめろ【形・副】多い、たくさん

おっぺす【動】押す

おめっちゃあ【代】あなた達

かつぽる【動】取る、捨てる

くれてえほ【名】食いしん坊

けえらっせー【動】下さい

けったりー【動】疲れた

しとる【動】湿気る

しゃんねえ【形】仕方ない

ずつなしもん【名】馬鹿者、怠け者

せいほち【名】(昆虫)ゴキブリ

だんべじえんよー【動+助動+助】

ですぬ

ですすけ【形・名】だらしないさま

またはその人

はがち【名】(節足動物)ムカデ

ぼっこす【動】壊す

みすれえ【形】みっともない

れえかつこはよー、ですすけだべじえんよー  
(あなた方、そのみっともない格好はなんですか。だらしないですね。)

B：しゃんねえじえん、けったりーだもんよー  
(仕方ないではないですか。疲れてるのですね。)

A：ちちとおっぺしてけえらっせーえー(ちよつと、押していただけませんか)

B：ちやっ、このせんべ、しとってんじやんよー、うっちゃってまえ  
(あれ、このお煎餅湿気ていますね。捨ててしまいなさい。)

A：あーにい、うんめろあんだぞ、もってえねえぞ  
(いや、たくさんあるんですよ。勿体ないです。)

B：ちやー、このくれてえほが！  
(まあ、食いしん坊ですね)

A：がってばえーかつぽってやんぞー！  
(なんですってー捨ててしまいますよー)

吉田 佐智子

■【解 説】

【用例】の後半ではとてもセ「いやりとりが続くが、決して三崎の方々の気質をあらわしたものではありませんのでご了承願いたい。

さて三崎弁を使うにあたっては、あくセントの位置に注意を払う必要があるという。

以下は、よそ者(私)が生粋の三崎人に三崎弁の熱い講義を受けたときのやり取りである。

三崎の人「ハッセイじゃなくてハッセです。(初声)」



「カイトじゃないです。カイトですよ(海外)」

「字で書いても肝心な発音が伝わらないですよ。それではミサキ(三崎)はなんて読みますか?」

よそ者「ミサキ」

三崎の人「そっ、ミサキではなく、ミサキです。これに港が付くとミサキコウで、付かなければミサキです。この辺のところがよそ者によく分かっているよ。あるとき、ミサキのマグロおいしーい!」

なんて、グルメレポーターが言っているのを、ミサキの発音が違うといっ

てテレビ局に抗議の電話をしたおばさんがいましたよ。」

よそ者「でも、そもそも『三崎弁』なんてものが本当にあるんでしょうか

ね? 括りとしては三浦半島もあるし、三浦市もあるし、『三崎』って

言ったらあの港のあたりだけですよ。あの辺だけで話される言葉なのか、どうなのか、ってところがまず一つ気になったんですが」

三崎の人「基本的に、いわゆる漁師言葉ですよ。三崎弁というのは。でも三浦市の中でも、横須賀市に近い農村地帯はまた別の言葉なんです。全然分かんないですよ。例えば初声とか下浦とかの農業地域。

高校の友達に初声の農家の娘がいたんですけど、なにしゃべってんのか全然わかんなかったですよ、八ナシ通じないですよ。」

よそ者「えっ、そんなに言葉が違つんですか？」

三崎の人「違います。普段はお互いほぼ共通語に近い言葉でしゃべってますけど、ベタな方言まるだしてしゃべるとわかんないですよ。」

よそ者「先生が今話している言葉も共通語ですよ。でも別に故郷を離れて住んでいるわけじゃない。では、いつ(三崎弁を)使うんだらうって思っていますか？」

三崎の人「使わないですよ。」

よそ者「使わない？」

三崎の人「使うときは、わざと使う。おもしろがって使う。」

よそ者「周りもそうなんですかね。」

三崎の人「お年寄りも、自然に使ってます。」

よそ者「じゃ、(三崎弁は)お年寄りことばになっちゃった、というところですか？」

三崎の人「あと漁師の人とか。うちの親は漁師じゃないのでそんなに使いませんが、お年寄り連中がしゃべってれば、使います。」

(この話は各論に入り、生粋の横須賀人が登場する。)

よそ者「次に、『あー』という言葉ですけれど。」

三崎の人「やっぱり文字に書くだけじゃ分かんないですね、発音がね。『あー』に『い』です。『いんめろ』は多いと

かたくさん、という意味です。これは割とポピュラーですね。」

横須賀の人「いや、初めて聞いた。」

三崎の人「あと、『おっべす』は横須賀でも言いますよね。」

横須賀の人「言う。『おっべす』はねえ、上の世代の人が使う。」

三崎の人「これは三浦と横須賀だけみたくてですね。横須賀の人は知らなかったですよ。三浦と横須賀で共通して通じるから、昔は方言だと思っ

てなかつたんですよ。でも横須賀の人と話すとき、何それと笑われるので、そこで初めて、方言なんだと気付いたんですよ。横須賀では通じるけど横須賀では通じない。横須賀と横浜でセツトでつながってるイメージがありますけど、結構違いますよね。むしろ横須賀と三浦の方が近いですね。」

三崎の人「ほかに、横須賀の人から見ても意味分かんないとか絶対使わないとかって言葉はありますか？」

横須賀の人「いろいろありますね。『おめっちゃあ』...使わないですね。でも意味は何となく分かる。」

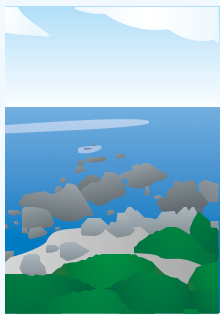
三崎の人「自分たちのことは、おらっちゃあ。これも漁師言葉ですよ。」

横須賀の人「意味は分かるけど使わないですよ。で、『かっぼる』も意味は分かるけど使わない。」

三崎の人「自分たちのことは、おらっちゃあ。これも漁師言葉ですよ。」

横須賀の人「意味は分かるけど使わないですよ。で、『かっぼる』も意味は分かるけど使わない。」

三崎の人「自分たちのことは、おらっちゃあ。これも漁師言葉ですよ。」



三崎の人「『かっぼる』です。『放る』に『が』という接頭詞をつけて強調しているんですね。意味を強めるときに『が』を付けるんですよ。例えば、『かっぼる』を『かっつべる』なんていいます。」

横須賀の人「『くれてえぼ』使わない。」

三崎の人「『くれてえぼ』は居酒屋の名になってます。『くいしんぼ』と『くれてえぼ』ってなんか語感が似てますよね。」

横須賀の人「『じとる』も使わないね。はじめで。」

三崎の人「『そつですか？横須賀と共通かと思っただけです。』しとる。です。」

横須賀の人「『せいほち』も初めてですね。でもこれ、本当に限られた地区だけの言葉ではないですか？」

三崎の人「『せいほち』は、うちの中では割とポピュラーです。うちには祖母が居たんで、わたしはお年寄り言葉をよく知ってるほうなんですけど、この『せいほち』も、お年寄りが使う言葉ですね。夜、台所の電気をパツとつけると居るんですよ。すると、『あつ、せいほちだ』って言いますね。『キブリだ、ついでつひりも、せいほちだ、ですね。』

よそ者「『せいほち』派っついでつひりですね。」

三崎の人「『ついでつひり』ですね。」

よそ者「『せいほち』派っついでつひりですね。」

三崎の人「『ついでつひり』ですね。」

よそ者「『せいほち』派っついでつひりですね。」

まとめ 別役 良(文中)よそ者

### みんなのものはだれのもの？

市民活動といえはボランティアや町内会の活動などがその代表的なものとして挙げられます。みなさんも一度はそういった活動に関わった、あるいは関わりたいと思った経験があるでしょう。市民活動とはこの場合「ある一定の目的をもった人々が寄り集まり、ボランティア等の活動を協力および団結して行うこと」です。そうすることによって一人では出さずことのできない大きな力が発揮できるのです。

もともと、市民活動などと堅い言葉を使わなくとも、もともと日本人の心の根底には古来から「力を合わせる・助け合う」といった団結精神があるように思います。先の東日本大震災の際にも、日本人の精神の自然の発露として、人と人が協力し合い、助け合う姿が随所にみられました。現代ではとなく市民活動やボランティア活動という言葉が先行しがちですが、お互いが社会生活の一員として協力し合うことは日本人には本来とても自然でなじみやすい行動なのだと思います。

しかしこのように、人が互いに協力して一定の目的をもった活動をする場合に、それが市民活動であろうと営利活動であろうと、現代においてはどちらも問題となる場合があります。それは、これら「みんなの活動」のなかで、権利や義務、責任は誰にあるか、という問題です。



そこで「法人格」というものが非常に重要な意味を持って登場します。ではそもそも法人格とは一体何でしょうか。簡単に言えば、法律が人間以外の存在に人である資格をもたせる、という意味になります。ここでは「人の集団（団体）」という目には見えないものに対し、法律上これを見えない存在とみなして権利を与え義務を負わせるのです。

人々がお金を出し合い、何らかの活動をする場合に、その出し合ったお金の所有権は誰にあるのでしょうか？ また活動をするために借りた事務所や、買った不動産の名義は誰にすべきでしょうか？

まず、財産を所有したり、それを売ったり買ったり出来るのは「人」だけです。だからといって、銀行口座や不動産の登記を代表者個人の名義にしていたら、万が一、代表者が不慮の事故等で亡くなってしまったときに、その財産は団体とは無関係な代表者の子供などに相続財産として承継されてしまうかもしれません。これでは、せっかくの活動に支障が出てしまうおそれがあり、経営的にも不安定な状態であると

いえるでしょう。

ここで、その団体が法人格を取得すれば、団体が一種の「人」とみなされ、団体名義の銀行口座を開設したり、団体名義の不動産登記をしたりすることが出来ます。つまり、個々の構成員が変わっても、みんなの財産はその実態のとおり団体名義の財産としておくことができるのです。団体に法人格を持たせることの最大の意義はここにあるといえるでしょう。

このように、法人格とは誠に便利なものですが、我々が勝手に付与できるものではありません。法律の定めに従い一定の手続を経ることが必要です。法人の種類は多岐にわたり、市民活動であればNPO法人、営利を目的とした活動であれば株式会社、ほかにも社団法人や財団法人、社会福祉法人といったように、目的に応じてどの法人にするかを選択できます。

行政書士は法人設立のエキスパートとして、いつでもご相談に応じることが出来ます。どうぞお気軽にお問い合わせください。

浅岡 正道



今日、私達の仕事は、役所に出す書類の作成だけではなく、成年後見や裁判外の紛争の解決（ADR）などとても多岐にわたっています。「行政書士」

という職業は、日本独特の名称ですが、同様の仕事例えば許認可業務などはどの国にもあるのです。

国際的に見ると、日本の「行政書士」の仕事は、米国などでは行政法関連弁護士（官公署、自治体、委員会、公共団体、移民、NPO、ADR、公共事業などの事務を扱い、国によっては原住民、社会制度、労働賃金、警察関連の一部なども含まれます。）が扱う分野もあり、また公証人の業務とも共通したところがあります。しかし、日本の場合、法務の仕事は一元化されておらず、行政官庁の監督下にある点、米国などとは大きく違います。また、「行政書士」は、弁護士と違い市民の権利義務を守るといっても、手続、サービス、利便性に重点が置かれていて、現在は訴訟を行うことができません。

「行政書士」の中には、私のように本来業務である権利義務や事実証明のいわば国際版と言えるものを扱う者がいます。「渉外行政書士」とも呼ばれています。渉外とは国際と言いつても良いでしょう。平成二十五年の八月に行政書士法の英文が公表されましたが、行政書士の仕事は、実に重要な広い範囲が含まれていて、外国人が読めば誰でも法律家だと理解するわけです。国際契約書、民事渉外法律文書、証明文書などを作成できると規定されているのですが、国際契約書一つをとっても色々なものがあるのです。



「渉外行政書士」は、外国人が関係する家族法や相続法などの民事渉外案件を扱っています。民事渉外案件は、また入国管理法や国籍法とも関連するので、「行政書士」が行う事も多いのです。神奈川県で国際業務に登録している「行政書士」は、三五〇人ぐらいおります。八月に私達は、国際業務の研修会を行いました。とても盛況でした。市民の皆様にもっと「渉外行政書士」のことを知って頂ければと思います。

外国人問題というと、入国や在留に関連する手続業務が多いように思えますが、日本の入管手続と関係のない事案も増えています。どんな仕事かと言うと、高齢化あるいは死亡した外国人の相続や遺言、またゆとりがある外国人による不動産取引（日本・海外）、横須賀に多い軍人や民間外国人との結婚・離婚やその法律文書の作成、国際的な養子縁組や認知、親子関係、更には私の親しい税金に詳しく行政書士などは国際的な租税の案件を多く扱っています。最近増えているのが外国人

**行政書士は、  
暮らしに役立つ書類の作成や  
手続きをお手伝いする  
国家資格者です。**

手続きやいざごでお悩みのとき、  
そもそもどこに相談していいのやら、  
わからないのがむしろ当たり前ですね。  
そんなときでもどうぞご遠慮なく、我々  
にお尋ねください。

横須賀と三浦の行政書士は、総勢およそ  
120名。  
いつもそばにいて、皆様からのご相談をお  
待ちしております。

編集・発行  
神奈川県行政書士会横須賀・三浦支部  
代表 ☎080-5170-0468 (支部長 井上 昂)  
ホームページ <http://yokosukamiura.client.jp/>  
第30号 平成25年10月1日発行(年1回発行)

による社会保険制度・年金問題です。  
国際的な遺体の処理・運搬に係る業務  
や外国人の貿易事業のお手伝い、翻訳  
や通訳などもあります。私も、マレー  
シアで行われた日本企業の裁判の法廷  
通訳を頼まれたことがあります。グ  
ローバル化に伴って様々な仕事を「渉  
外行政書士」が扱っているのです。

そして、国際的な渉外業務には、ど  
の国の法律を適用したらよいか、国に  
よって法律や手続が違うのをどうやっ  
て解きほぐすかという国際私法という  
問題も関わってきます。渉外行政書士  
としては、制限のある仕事もあります  
が、益々こういう事案に対応して行く  
ことが求められています。今、私達  
は、なんとか渉外業務をこなしていま  
すが、若い先生達がこの分野をもっと  
広げてくれるよう願うばかりです。

廣瀬 聖



**編集後記**

「はまゆう」は当支部の広報誌  
です。昭和六二年よりほぼ年一回  
のペースで、会員向けに発行して  
きましたが、この三〇号から外部  
向けの読み物にリニューアルしま  
した。

少しでも多くの皆様にお読みい  
ただいて、行政書士が身近な相談  
相手であることを知っていただけ  
れば幸いです。

(編集部)

**神奈川県行政書士会 市民相談センター**

開設日：毎週火曜日・水曜日 時間：午後1時～午後4時  
TEL：045-228-8985  
行政書士の業務に関する相談や、業務依頼などお電話にて承ります。  
お気軽にご相談下さい。

**横須賀市・行政書士無料相談会のご案内**

会 場	相談日時	予 約	所 在 地
横 須 賀 市 役 所	第4木曜日 13時～16時	必要です 予約 TEL：046-822-8114 当日12時30分～15時に市民相談室で 整理券を配布致します	小川町11 (本庁舎)
追 浜 行 政 セ ン タ ー	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	夏島町9 京急追浜駅徒歩12分
衣 笠 行 政 セ ン タ ー	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	公郷町2-11 JR衣笠駅徒歩8分
久 里 浜 行 政 セ ン タ ー	第1火曜日 13時30分～16時30分	不要です	久里浜6-14-2 京急久里浜駅徒歩10分
田 浦 行 政 セ ン タ ー	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	船越町6-77 京急田浦駅徒歩5分
大 津 行 政 セ ン タ ー	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	大津町3-18-13 京急大津駅徒歩1分
北 下 浦 行 政 セ ン タ ー	第2水曜日 13時30分～16時30分	不要です	長沢2-7-7 京急長沢駅徒歩12分
逸 見 行 政 セ ン タ ー	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	東逸見町2-29 京急逸見駅徒歩1分
浦 賀 行 政 セ ン タ ー	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	浦賀5-1-2 京急浦賀駅徒歩7分
西 行 政 セ ン タ ー	第3木曜日 13時30分～16時30分	不要です	長坂1-2-2 市民病院前バス停徒歩5分

※ご相談内容は、遺言・相続・成年後見・離婚・契約・内容証明・会社設立・NPO設立・  
建設業許可・産廃業許可・運送業許可などです。  
※年末年始・祝祭日はお休みです。  
※相談時間は1回30分程度、相談料は無料です。  
※電話でのご相談は行っておりません。  
※お問い合わせ先 横須賀市役所(市民生活課) TEL：046-822-8114

